

平成二十三年八月十五日・日本の名誉回復を英霊に誓う

戦後の歴史教育は、日本人が受けつぐべき文化と伝統を忘れ、日本人の誇りを失わせるものでした。

特に近現代史において、日本人は子々孫々まで謝罪し続けることを運命づけられた罪人の如くにあつかわれています。

冷戦終結後は、この自虐的傾向がさらに強まり、現行の歴史教科書は、旧敵国のプロパガンダをそのまま事実として記述するまでになっています。

世界にこのような歴史教育を行っている国はありません。

私たちのつくる教科書は、世界史的視野の中で、日本国と日本人の自画像を、品格とバランスをもって活写します。

私たちの祖先の活躍に心踊らせ、失敗の歴史にも目を向け、その苦楽を追体験できる、日本人の物語です。(新しい歴史教科書をつくる会趣意書から)

「無条件降伏」という国際的な詐欺とそれに騙され続ける日本

平成二十三年八月十五日
「史実を世界に発信する会」茂木弘道

一九四五年七月二十六日に米英支が発したポツダム宣言を受諾して日本は降伏した。宣言は、十三項目からなるが、第五項で「われらの条件は以下の如し。われらは右条件より離脱すること無かるべし」とあり、以下八項目の条件が掲げられている。明らかに「有条件降伏」であり、その第十項目に「全日本国軍隊の無条件降伏」がある。

「軍隊の無条件降伏」と「国家の無条件降伏」が全く異なることは言うまでもない。国際法の常識である。従って、七月三〇日に開催されたアメリカ国務省の国務長官スタッフ会議では、それ以前にアメリカが考えていた「国家の無条件降伏」と七月二十六日の宣言とはどのように違うか、検討された覚書でこの違いについて検討している。

そこで明確にこう述べている。「この宣言は、日本国および日本国政府に対して降伏条件を提示した文章であつて、受諾されれば国際法の一般原則によって解釈されるべき国際協定となるであろう。」更に「この宣言は、無条件降伏が「全日本国軍隊」にのみ適用されると解している。」と当然のことながら書かれているのである。

マッカーサーですら、このくらいの国際法の常識を持っていたので、送られてきた「降伏後の対日初期方針」に疑問を感じ、九月三日マーシャル参謀長あて手紙を送っている。「特に内示された指令は、いくつかの点において降伏文書とポツダム宣言に規定されている諸原則を著しく逸脱していると思われるので、小官は所見を貴官に上申しておかなければならないと感じるのである。」

直ちにトルーマン大統領から、これに答える指令が九月六日付で送られてきた。「我々と日本の関係は、契約的基礎の上に立っているのではなく、無条件降伏を基礎とするものである。」

要するに、ポツダム宣言以前の無条件降伏でいくのだ、と開き直ったわけである。それは間違っていることを分かっているが、「軍隊を武装解除」してしまえば、何を言っても通るとばかり、正しく国際的な背信詐欺行為を堂々としたのである。

これを受けて占領軍民間検閲支隊長フーバー大佐は、日本の報道関係者に「マッカーサー元帥は、連合国はいかなる意味でも、日本を対等と見做していないことを明瞭に理解するよう欲している。：最高司令官は日本政府に命令する：交渉するのではない」と強圧的宣言を行い、「言論、宗教及思想の自由は尊重するべし」と言う宣言の規定を、踏みこじって、徹底的な検閲、さらには史上例を見ない焚書まで行ったのである。

しかも、憲法まで検閲下で変えさせられたにもかかわらず、「無条件降伏」論にやられてしまった日本人は、これに対するまともな反論を行う事が出来ずにここまで来てしまった。

負けたのだから仕方がないといつまでも思っていたのでは駄目だ。「無条件降伏」などということは詐欺であり、不当なことである、という認識なしには、敗戦克服、日本再生はないということである。

